

平成28年2月17日

知的財産権法研究会 商標法判例研究

園部 正人

類否判断（審決取消）

1 ライフストア事件 第1審（知財高裁 H26.6.11）

（拒絶査定不服審判の審決取消訴訟）

（1）当事者

原告 株式会社ビームス

被告 特許庁長官

（2）本願商標

商願2012-20934号

指定商品 第25類「ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、水上スポーツ用特殊衣服、ウインドサーフィン用シューズ」



（3）引用商標

ア 引用商標1

商標登録番号 1694056号

設定登録日 昭和59年6月21日

指定商品（登録時） 第14類「バンド類、頭飾品、ボタン類、宝玉およびその模造品」

（書換時） 第14類「カフスボタン、宝玉及びその模造品」、第25類「ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト」及び第26

類「腕止め、頭飾品、ボタン類」

# ライフストア

イ 引用商標2

商標登録番号 1749796号

設定登録日 昭和60年2月27日

指定商品（登録時） 第24類「運動具」

（書換時） 第9類「ウエイトベルト、ウェットスーツ、浮袋、運動用保護ヘルメット、エアタンク、水泳用浮き板、レギュレーター」、第22類「ザイル、登山用又はキャンプ用のテント」、第25類「運動用特殊衣服、運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。）、乗馬靴」、第28類「運動用具」

# ライフストア

（4） 審判（不服2013-11560）

引用商標1及び2との関係で、商標法4条1項11号に該当する。

（5） 原告の主張

ア 外観について

・本願商標は欧文字二段の構成からなるのに対して、引用商標は片仮名文字からなるものであるから、外観は異なる。

イ 称呼及び觀念

・原告及び取引関係者は、「B M I N G」部分と「L I F E S T O R E」部分を分離して使用した事実はなく、両部分の欧文字は一体となってまとまりよくデザインされているものであるから、一体不可分の商標である。

・したがって、本願商標と引用商標の称呼及び觀念は異なる。

ウ 取引の実情

・原告は本願商標の指定商品を「B M I N G L I F E S T O R E」「ビーミングライフ」という名称の店舗で販売しており、本願商標を看板、商品タグ等に使用している。

・引用商標の商標権者は、食品を中心とするスーパーマーケットである。

- ・したがって、原告と引用商標の商標権者の、取引形態、取引商品及び需要者層が異なり、需要者が商品の出所について誤認混同をきたすおそれはない。
- ・また、「ライフストア」の文字は小売りや卸売りの店舗名・屋号に広く使用されていて一般名称・普通名称化しており、出所表示機能を喪失している。

## エ 結論

以上から、本願商標と引用商標は外観、証拠及び觀念が異なり、取引の実情に照らしても誤認混同のおそれがないのであるから、商標法4条1項11号には該当しない。

### (6) 被告の主張

#### ア 本願商標について

- ・本願商標の上段部分と下段部分は、文字の書体、色彩、配置及び態様が異なり、視覚上明確に分離して観察される。
- ・上段部分「B M I N G」は特定の意味合いを理解させるものではないのに対して、下段部分「L I F E S T O R E」は「生活の店」という意味合を理解させる。
- ・したがって、上段部分と下段部分は、外観上も觀念上も、不可分的に結合しているものではなく、本願商品はそれぞれの部分から識別機能を生じさせるものである。

#### イ 引用商標について

- ・引用商標は、その全体から「生活の店」ほどの意味合いを認識させる。

### (7) 裁判所の判断

#### ア 類否判断の基準

- ・外観、觀念、称呼等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきであり、かつ、商品の具体的な取引状況に基づいて判断する。
- ・結合商標については、①商標の各構成部分が、それを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められる場合には、構成部分の一部を抽出して類否を判断することは許されない、他方、②商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える場合や、③それ以外の部分から出所識別機能としての称呼、觀念が生じない場合には、構成部分の一部を比較して類否を判断することも許される。

#### イ 本願商標について

##### (ア) 外観

- ・上段部分と下段部分は、配置や書体が異なる。

##### (イ) 觀念

- ・上段部分からは特定の觀念が生じない。
- ・下段部分からは、「生活の店」程度の觀念が生じる。
- ・したがって、本願商標は、上段部分と下段部分に觀念的なつながりがなく、全体及び上段部分に特定の觀念は生じないが、下段部分については「生活の店」程度

の観念が生じ得る。

(ウ) 称呼

- ・本願商標の称呼は、「ビーミングライフストア」、「ビーエムアイエヌジーライフストア」等が考えられるが、前者であっても冗長であり、取引者、需要者は上下段部分を区別した証拠も生じ得る。

(エ) 分離観察の可否

- ・上段部分と下段部分は、①配置、色、態様及び書体が異なる、②上段部分に限らず下段部分も十分な大きさや、目立つ色であって十分認識できる表示であること、③上段部分と下段部分に観念的なつながりがなく、上段部分には特定の観念が生じず、下段部分には「生活の店」程度の観念が生じるから、いずれも相当程度の識別力を有することから、上下段の分離観察が取引上不自然であるほど不可分的に結合しているものではない。

- ・したがって、上下段部分の分離観察は可能である。

ウ 引用商標について

- ・引用商標からは「ライフストア」の称呼と、「生活の店」程度の観念が生じ得る。

エ 取引の実情

- ・原告は昭和51年創業の被服関係を中心とするセレクトショップであり、店舗において本願商標を使用しているほか、「ビーミングライフストア」という記載が各種媒体に取り上げられている。
- ・引用商標の商標権者は、昭和36年創業の食品を中心とするスーパー・マーケットであるが、衣料品、服飾等も取り扱っている。

オ 類否判断

- ・本願商標と引用商標は全体としての概観が異なるが、本願商標は分離観察が可能であり、その限りで同一の称呼、観念が生じる。
- ・本願商標下段部分と引用商標は、取引者、需要者である一般消費者に誤認混同を生じるおそれがある。
- ・したがって、両商標は類似する。

カ 原告が本願商標を一体として使用していることについて

- ・原告が本願商標を一体として使用しているとしても、一般消費者に誤認混同のおそれがないとはいえない。

キ 「ライフストア」の識別力について

- ・「ライフストア」の名称を使用する事業者は少なくとも全国に7名存在するが、衣料品を扱うのはこのうち2名のみである。
- ・また、全国の「ライフストア」は、「カーライフストア」「ファッショナライフストア」等「ライフストア」の前に何らかの単語を付して意味を持たせている例が多いことから、「ライフストア」という語が一般名称、普通名称化しているとはいえない。

## 2 RUNE事件 第1審（知財高裁H27.6.11）

（無効審判の取消訴訟）

### （1）当事者

原告 株式会社ルネ

被告 有限会社RIVER STONE HOLDINGS

### （2）本件商標（被告）

登録商標 RUNE（標準文字）

出願番号 商願2008-71804

分割の表示 商願2008-6272の分割

登録日 平成23年7月22日

指定商品 第24類「タオル、ハンカチ、その他の布製身の回り品」、第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮想用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」、第28類「おもちゃ、人形、スキーワックス、遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。）、愛玩動物用おもちゃ、囲碁用具、歌がるた、将棋用具、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具、遊戯用器具、ビリヤード用具、運動用具」

### （3）引用商標

登録番号 第4443540号

登録商標

# René

登録日 平成13年1月5日

指定商品 第24類「布製身の回り品」、第25類「被服、靴類（「靴合わせ・靴くぎ・靴の引き手・靴ひよう・靴保護金具」を除く。）、げた（「げた金具」を除く。）、草履類」

### （4）審判（無効2012-890095）

本件商標と引用商標は非類似であり、商標法4条1項11号に違反してなされたものではないから、無効事由はない。

### （5）原告の主張

ア 類否判断について

- ・商標登録段階の紛争は、侵害段階での紛争と異なり、対社会的に普遍・妥当な判断でなければならない。
- ・外観、称呼、観念の三点のうち、一点又は二点が非類似に近い後願を拒絶することは紛争の未然予防に資するものであるが、一方で、一点又は二点が類似に近い後願を登録することは、紛争を惹起させるものであり制度目的に反する。
- ・昭和43年判例は、もともと商品が非類似であって三点観察自体不要なものであつたから、その基準を一般化すべきではない。

イ 外観について

- ・本件商標と引用商標は、一般的な書体の欧文字4文字中3文字が一致するものであり、需要者に対して直感的に極めて近似した印象を与えるものであるから、外観において類似する。

ウ 称呼について

- ・両商標は「ルネ」の称呼が共通するものであるから、称呼において同一である。

エ 観念について

- ・引用商標は、語尾「e」にアクセント記号が付されたことで、「ルネなる男の名前」の観念が生じる。
- ・本件商標は、ローマ字読みで「ルネ」なる音が生じるから、「ルネなる男（又は女）の名前」という観念が生じる。
- ・したがって、両商標の観念は同一である。

オ 取引の実情

- ・原審決は、両商標の外観が異なるという判断を前提に、指定商品の分野では、取引者、需要者が商品を選択するに際して、視覚の果たす役割が大きいとするが、この判断は時と場所を異にした離隔的観察によらないものであり、不当である。

カ 類否について

- ・以上の通り、本件商標と引用商標は、外観上明確な相違がなく類似といいうる範囲のものであって、称呼及び観念が同一である。また、指定商品は取引の実情を考慮するまでもなく同一であるから、三点観察により、出所混同を生じるおそれがあるものである。

(6) 被告の主張

ア 外観について

- ・本件商標と引用商標は、2文字目が異なる文字で、4文字目「e」のアクセント記号の有無という差異もあって、また2文字目以降について大文字・小文字の差異もあることから、外観が大きく異なる。
- ・また、本件商標は標準文字であるが、引用商標は独自のデザインによる書体で、「R」の「はらい」の部分等に特徴がみられる点からも、外観が異なる。

イ 称呼について

- ・本件商標からは「ルネ」のほか「ルーン」の称呼も生じる。
- ・引用商標が直ちにフランス語によって読まれるものとはいはず、取引者、需要者においてはローマ字読みの「レネ」の称呼も生ずると見える。
- ・また、フランス語の正確な読みは「フネ」に近い。
- ・したがって、本件商標と引用商標は称呼が異なる。

ウ 観念について

- ・本件商標は著名なイラストレータの名前の一一部をローマ字化したものであり、造語であるから、特定の観念を生じない。
- ・対して、引用商標は男子の名の観念を生じる。
- ・したがって、両商標は観念において類似しない。

エ 取引の実情

- ・第25類「被服」の分野においては、商品選択にあたって外観の果たす役割が大きいのであるから、これを重視する審決は正当である。

オ 類否について

- ・以上より、両商標は称呼及び観念において明らかに異なり、観念上も類似しないことから、非類似の商標である。

(7) 裁判所の判断

ア 商標の類似判断について

- ・商標の類似は昭和43年判決に沿って判断されるべきものであり、原告の主張する基準は狭きに失するものである。

イ 本件商標について

(ア) 外観

- ・欧文字、標準文字、横一列からなる。

(イ) 称呼

- ・本件商標は特定の意味を持つ英単語であり、これにより「ルーン」の称呼が生じる。また、これをローマ字読みすることにより「ルネ」の称呼も生じる。

(ウ) 観念

- ・本件商標の英単語の意味が広く知られておらず、特定の観念は生じない。

ウ 引用商標について

(ア) 外観

- ・商標目録記載の通り。

(イ) 称呼

- ・引用商標はフランス語で「ルネ」(男性の名前)であるから、これを知る取引者、需要者の間では、「ルネ」の称呼が生じる。

- ・一方フランス語を知らない取引者、需要者の間では、英語又はローマ字読みで発

音することから、「レネ」との称呼も生じる。

(ウ) 観念

- ・フランス語を知る取引者、需要者の間では、「ルネ（男の名）」の観念が生じる。
- ・フランス語を知らない者の間では、特定の観念は生じない。

エ 類否について

- ・引用商標からは「ルネ（男の名）」の観念が生じることもあるが、本件商標からは特定の観念は生じず、観念において両商標は類似しない。
- ・外観については、2文字目以降が「UNE」「né」と異なり、外観上明確に相違する。
- ・被服、履物の分野において、取引者・需要者が称呼のみをもって、商品の出所を判断するとは考えられない。
- ・したがって、両商標は、称呼が同一である場合が生じるもの、外観が明確に相違し、観念も類似するとは言えず、取引の実情としても取引者、需要者が商品の出所を混同するおそれがあるとはいえないで、両商標は類似しない。

オ 称呼と観念の関係について

- ・原告は、「ルネ」という共通の称呼が生じ得ることを以て、共通の観念（「ルネ（男の名）」）が生じる旨主張するが、称呼において同一であるとしても、同音異義語や漢字表記の場合等、異なる観念が生じることはあり、本件商標についても特段の観念が生じることはない。

以上